三　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
㈠　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　別表第一を参考として、⑤の令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健・医療福祉体制の実情を踏まえて、令和十一年度までの各年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ②　指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　各地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点等の整備及び機能強化の方策を定めること。 ④　圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。 ⑤　当該市町村が属する都道府県が別表第四の三の項に掲げる式により算定した、当該都道府県の区域（地方自治法第五条第一項の区域をいう。以下この⑤及び別表第四において同じ。）における令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案して当該市町村の区域における令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定めること。
㈡　各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　別表第一を参考として、令和十一年度までの各年度における市町村ごとの指定通所支援等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。 ②　指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。 ③　圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策を定めること。
四　市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	市町村が実施する地域生活支援事業について、第二に定める成果目標の達成に資するよう地域の実情に応じて、次の事項を定めること。 ①　実施する事業の内容 ②　各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み ③　各年度の見込量の確保のための方策 ④　その他実施に必要な事項
五　関係機関との連携に関する事項	
㈠　指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携方法等を定めること。
㈡　指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連携方法等を定めること。
六　市町村障害福祉計画等の期間	市町村障害福祉計画等の期間を定めること。
七　市町村障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村障害福祉計画等の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第三

事項	内容
一　都道府県障害福祉計画等の基本的な理念等	都道府県障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等を定めること。
二　区域の設定	指定障害福祉サービス等又は指定通所支援等の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めること。
三　提供体制の確保に係る目標	
㈠　障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	障害者について、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和十一年度における成果目標を設定すること。 特に福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する活動指標を設定して、実現に向けた取組を定めること。 ①　就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行 ②　障害者に対する職業訓練の受講 ③　一般就労に向けた福祉施設から公共職業安定所への誘導 ④　職場定着に向けた福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 ⑤　公共職業安定所における福祉施設利用者の支援
㈡　障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	障害児支援の体制整備を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、令和十一年度における障害児通所支援等の提供体制の確保について成果目標を設定すること。
四　支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	
㈠　各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①　市町村障害福祉計画を基礎として、④の令和十一年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健・医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和十一年度までの各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの実施及び関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。